

令和8年度

こども・子育て支援団体への補助

締め切り日
補助金申請

(1)今年度新たに活動を開始する団体

活動開始日から3か月以内

(※令和9年3月1日(月)までに申請が必要)

(2)それ以外の団体

令和8年6月30日(火)



春日井市は、地域におけるこども・子育て支援の充実を図るため、地域でこどもの健全育成や子育て支援に取り組む団体に対して、その活動に係る経費を補助します。

1. 補助額

事業に必要な経費（具体的な補助対象経費は裏面を参照してください。）

(1)食事と居場所の提供を行う団体…→上限**12万円**

(1回当たり6千円)

(2)それ以外の団体……………→上限**6万円**

(1回当たり3千円)

2. 補助対象事業

次のいずれかの事業

(1)親子が交流する場の提供

(2)食事と居場所の提供（フードパントリーは除く。）

(3)不登校または引きこもりなどに関する相談、居場所の提供

3. 補助の条件

(1)実施する事業が、次の要件を全て満たす事業であること。

ア 参加者数…2(3)の事業を行う場合は1人以上の親または子の参加、その他の事業を行う場合は世帯の異なる10人以上の子または5組以上の親子の参加（※団体の構成員を除きます。）

イ 実施回数…アを満たす事業を、2(2)の事業を行う場合は12回以上、その他の事業を行う場合は5回以上の実施

(2)来年度以降も継続的に事業を実施すること。

(3)事業の実施について、広く周知すること。

(4)団体の情報や事業の内容等について、市の広報媒体等への掲載を承諾すること。

(⇒裏面へ)

ご案内

令和8年4月1日改訂版

4. 補助対象経費

補助金の対象経費は次のとおりです。

	区分		具体例
(1)	報償費		講座等を開催した際の講師への謝礼
(2)	旅費		講座等を開催した際に講師へ支払った交通費
(3)	需用費	消耗品	・折り紙、画用紙などの文房具購入代
		印刷製本費	・ちらしを作成する際にかかった印刷代
		食糧費	・食材代
(4)	役務費	郵便料	・郵便代(切手代)
		保険料	・参加者の傷害保険料
(5)	使用料及び賃借料		・公民館などの使用料 ・施設の賃借料

※(1)(2)は外部の講師に限ります。

※(3)食糧費はこども食堂等で児童に提供する食糧費に限ります。

※(5)は食事と居場所の提供の場合は1回当たり2,000円まで、その他事業は1回当たり1,500円まで

5. 補助対象団体

次のいずれにも該当する団体

- (1)春日井市内において、主に春日井市に居住する児童又は保護者を支援する活動を行う団体である。
- (2)団体を運営する者（構成員）が3人以上である。
- (3)構成員の互選により会長、副会長等の構成員を置くとともに、その運営は構成員の協議により行うものである。
- (4)営利を目的としない団体である。
- (5)政治上または宗教上の組織に属さない団体であること。
- (6)団体の収入および支出が常に明確である。



6. 申請・提出方法

申請期日までに、交付申請書に係る書類を添えて、春日井市こども未来部子育て推進課子育て担当へ提出してください。

〈申請期日〉

- (1)今年度新たに活動を開始する団体
活動開始日から3か月以内（令和9年3月1日（月）までに申請が必要）
- (2)それ以外の団体
令和8年6月30日（火）

〈提出方法〉

- (1)メール kosodate_atmark_city.kasugai.lg.jp
※「_atmark_」を「@」に置き換えて送付してください。
- (2)窓口へ直接持参（市役所2階子育て推進課）
※平日午前8時30分から午後5時15分まで
- (3)郵送
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市こども未来部子育て推進課 子育て担当宛て

交付申請書の様式・補助金の交付要綱は
市ホームページから
ダウンロード↓



交付要綱



市公式HP

【問い合わせ】春日井市こども未来部子育て推進課
電 話 0568-85-6206